

実地研修を履修する介護職員等向け賠償責任保険のご案内

介護職員等※による喀痰の吸引等の研修事業にて、カリキュラムに基づいた実地研修中において発生した偶然な事故に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失、破損もしくは汚損した場合に、その介護職員等の皆さまが法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 ※「介護職員等」とは、研修を履修する個人と研修を実施する登録研修機関等のことを示します。

Question：実地研修中の賠償リスクに備えた保険にご加入されていますか？

Answer

本保険のご加入により、登録研修機関等の皆さまが安全に実地研修を運営され、介護職員等の皆さまが安心して実地研修を履修できる環境構築にお役立ていただくことができます。

例えば、こんな時にお役に立ちます

喀痰の吸引実地研修中に、誤って利用者の気管を傷つけてしまった

喀痰の吸引実地研修中に、誤って利用者等の所有物を破損させてしまった

お支払いする保険金

- 損害賠償金（法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等）
- 争訟費用（損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用） 等

支払限度額・免責金額

賠償責任補償の支払限度額

身体障害	1名	5,000万円	1事故	5,000万円
財物損壊	1事故	1,000万円		
管理財物	1事故	300万円（うち現金・有価証券等貴重品30万）		
人格権侵害	1名・1事故	300万円		

免責金額（1事故につき）

身体障害	なし
財物損壊	3万円
管理財物	3万円
人格権侵害	なし

費用補償の支払限度額

初期対応費用	1事故	500万円
見舞金費用	1名・1事故	5万円（被害者通院時）

免責金額（1事故につき）

なし

※支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。賠償責任補償でお支払いする保険金のうち、争訟費用については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、争訟費用については損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には取扱いが異なりますので、詳細は取扱代理店また当社までお問い合わせください。免責金額は、保険金としてお支払いする1事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。

※「管理財物」「人格権侵害」「初期対応費用」「見舞金費用」の詳細な補償内容等は裏面をご覧ください。

○このチラシは「実地研修を行う介護職員等向け賠償責任保険」の特徴を説明したものです。詳しくは商品パンフレット「施設所有（管理）者賠償責任保険」をご覧ください。

お問い合わせ先

<取扱代理店>

MSK保険センター株式会社 本店営業第1部
担当：時田（トキタ）

千代田区神田駿河台2-2（御茶ノ水杏雲ビル6階）

TEL:03-3259-7901 FAX:03-3259-7917

<引受保険会社>

三井住友海上火災保険株式会社 公務開発部 営業第1課
東京都千代田区神田駿河台3-11-1

TEL:03-3259-3017 FAX:03-3293-8609

管理財物損壊補償

補償の内容（保険金をお支払いする主な場合）

被保険者が管理する財物（補償管理財物）の滅失、破損、汚損、紛失または盗難によって、その財物について正当な権利を有する者に対して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

保険金をお支払いしない主な場合

- 被保険者の代理人またはそれらの者の使用人が行いもしくは加担した補償管理財物の盗取
- 被保険者の使用人、代理人もしくは下請負人が所有しまたは私用に供する補償管理財物の損壊、紛失または盗取
- 補償管理財物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等

人格権侵害補償

補償の内容（保険金をお支払いする主な場合）

被保険者が「不当な身体の拘束による自由の侵害・名誉毀（き）損」「口頭、文書等によるプライバシー侵害」等の不当行為による他人の人格権侵害に起因して、法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害に対して、保険金をお支払いします。

保険金をお支払いしない主な場合

- 被保険者によって行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）に起因する損害賠償責任
- 被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者によってまたは被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任等

初期対応費用補償

補償の内容（保険金をお支払いする主な場合）

事故発生の初期段階において被保険者が緊急的対応のために行う事故現場の保存、担当者の事故現場への派遣等に要した当社が承認する初期対応費用を保険金としてお支払いします。

保険金をお支払いしない主な場合

施設所有（管理）者賠償責任保険で規定する保険金をお支払いしない主な場合と同様となります。

被害者治療費等（見舞金費用）補償

補償の内容（保険金をお支払いする主な場合）

他人の身体に障害を与えたことにより、その身体障害を被った者がその身体障害を直接の原因として事故の日から180日以内に入院、通院しまたは重度後遺障害を被ったもしくは死亡した場合に、被保険者が治療費等を当社の同意を得て負担した場合に、その金額を治療費等保険金としてお支払いします。

【支払限度額】

- 1回の事故につき被害者1名あたり : 被害者死亡時・重度後遺障害時 50万円 / 被害者入院時 10万円
/ 被害者通院時 5万円
- 1事故あたり : 1,000万円

保険金をお支払いしない主な場合

- 治療費等を受け取るべき者の故意
- 保険契約者、被保険者または治療費等を受け取るべき者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- 被害者の心神喪失等

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。